

諮問第67号に関する審議結果報告案（案）

1 条約採択に至る経緯

(1) ヘーグ国際私法会議における経緯

ヘーグ国際私法会議は、同会議が作成した「子に対する扶養義務の準拠法に関する条約」、「子に対する扶養義務に関する判決の承認及び執行に関する条約」、「扶養義務に関する判決の承認及び執行に関する条約」及び「扶養義務の準拠法に関する条約」の4条約と、国際連合が作成した「扶養料の外国における取立てに関する条約」の運用状況について、1995年11月と1999年4月に特別委員会を開催して検討を加えた上、これらの各条約の問題点を克服した国際的な扶養の実現に関する新条約の作成を開始することとし、2003年5月、2004年6月、2005年4月、2006年6月及び2007年5月の5回にわたって特別委員会を開催して、「子及びその他の親族の扶養料の国際的な回収に関する条約草案」及び「扶養義務の準拠法に関する議定書草案」を起草した。そして、同年11月5日から23日まで開催された第21外交会期において、これらの草案についての審議が行われ、その最終日に「子及びその他の親族の扶養料の国際的な回収に関する条約」（以下「本条約」という。）及び「扶養義務の準拠法に関する議定書」（以下「本議定書」という。）が採択された。

(2) 我が国における経緯

我が国においては、平成16年2月10日、「ヘーグ国際私法会議において作成のための審議が行われている国際的な扶養の実現に関する条約に盛り込まれるべき内容について、御意見を承りたい。」という諮問第67号が発せられ、同日開催の法制審議会第142回会議において、この諮問を受け、国際扶養条約部会を設置して、調査・審議を行うこととされた。同部会は、同年5月25日に第1回会議を開催し、その後、ヘーグ国際私法会議において特別委員会や外交会期が開催されるのに合わせて、その前後に合計11回の会議を開催した。本条約及び本議定書についての日本国政府の意見や対処方針は、全て同部会における審議の結果を踏まえて作成されたものである。

2 本条約及び本議定書の内容等

(1) 本条約は、子及びその他の親族の扶養料の国際的な回収について実効性を確保するため、国際的な行政協力、扶養義務に関する決定等の承認・執行等のルールを定めるものである。本条約の英仏正文及びその仮訳は、別紙 1 及び 2 のとおりであるが、その要点は、次のとおりである。

a 適用範囲

本条約は、原則として、21歳未満の者に対する親の扶養義務に関する申立てのほか、一定の場合に、その全部又は一部が、配偶者に対する扶養義務に関する申立てに適用される。もっとも、締約国は、親の扶養義務については18歳未満の者に対するものに限って本条約を適用する旨の留保をすることができ、また、能力の十分でない成年者に対する義務を含め、親族関係等から生ずる扶養義務に本条約の全部又は一部を適用することを宣言することができる。(第2条)

b 行政協力等

締約国は、本条約により課せられる任務を果たす中央当局を指定しなければならない(第4条)。

本条約においては、居所を有する締約国の中央当局を介して受託国の中央当局に対し(第9条)、扶養権利者は扶養義務に関する決定の承認・執行の申立てや、当該決定又は決定の変更の申立てをすることができ、扶養義務者は扶養義務に関する決定の承認若しくは当該決定の執行停止等の申立て又は決定の変更の申立てをすることができる(第10条)。

中央当局は、上記申立てについて、転達若しくは受領し、手続を開始し、若しくは手続の開始について便宜を与え、又は必要な場合には法律扶助を提供し、若しくはその提供について便宜を与え、扶養義務者の所在の発見を援助するなどの適切な措置をとらなければならない(第6条)、また、囑託国及び受託国の中央当局は、互いに事案の処理状況を知らせ、かつ、照会に対して適時に応答するなどしなければならない(第12条)。

受託国は、強制執行及び不服申立ての手続を含め、上記申立てから生

ずる手続を申立人に実効的に利用させなければならず(第14条), 21歳未満の者に対する親の扶養義務に関する決定の承認・執行の申立てなどについては, 資産審査をすることができない(第15条及び第16条)。

c 承認・執行

締約国の司法当局又は行政当局がした扶養義務に関する決定(これらの当局の手続において成立し又はこれらの当局により承認された和解又は合意を含む。)は, 相手方が手続の開始時において決定国に常居所を有していた場合等には, これを求められた国の公の秩序に明らかに反するとき等を除き, 他の締約国において承認・執行されなければならない(第19条, 第20条及び第22条)。

承認・執行の手続に関して, 権限当局は, 当事者の意見を聴かずに職権で, 扶養義務に関する決定の承認・執行がこれを求められた国の公の秩序に明らかに反するか否かのみを審査し, 決定が執行可能であることを宣言し, 若しくは決定を執行のために登録し, 又はこれらを拒否し, 速やかに当事者に通知する。当事者は, これらに対し, 本条約が規定する期間内に異議を申し立て, 又は上訴をして初めて意見を述べることができる。(第23条)

もっとも, 締約国は, 権限当局が当事者に意見を述べる十分な機会を与えた後に承認・執行の原因及び拒否事由を審査し, 承認・執行についての決定をするなどすることを宣言することができる(第24条)。

また, 本条約は, 扶養の取決め(公正証書による合意又は権限当局に認証等された合意)の承認・執行についても規定するが, 締約国は, これらについては本条約が適用されないものとする権利を留保することができる(第30条)。

d 強制執行

強制執行は, 迅速に行われなければならない(第32条), また, 国内法において, 扶養に関する決定を執行するための実効的な措置を利用することができるようにしなければならない(第34条)。

(2) 本議定書は, 扶養義務の準拠法について定めるものであり, 本議定書の

英仏正文及びその仮訳は，別紙 3 及び 4 のとおりである。その要点は，次のとおりである。

なお，本議定書は，本条約とは別個独立に締結することができるものである（第 23 条）。

a 適用範囲

本議定書は，子に対する扶養義務を含む親族関係，親子関係，婚姻関係又は姻族関係から生ずる扶養義務の準拠法について定める（第 1 条）。

b 原則

扶養義務は，扶養権利者の常居所地法によって定める（第 3 条）。

c 特則

(a) 扶養権利者の常居所地法によって扶養権利者が扶養義務者から扶養を受けることができない場合には，子に対する親の扶養義務，21 歳未満の者に対する親以外の者の扶養義務（配偶者の間，配偶者であった者の間又は無効とされ若しくは取り消された婚姻の当事者の間（以下「配偶者間等」という。）の扶養義務を除く。）及び親に対する子の扶養義務は，法廷地法によって定める。

また，扶養権利者が扶養義務者の常居所地の権限当局に申立てをした場合には，法廷地法によって扶養権利者が扶養義務者から扶養を受けることができないときを除き，当該扶養義務は，法廷地法によって定める。

そして，扶養権利者の常居所地法及び法廷地法のいずれによっても扶養権利者が扶養義務者から扶養を受けることができない場合には，当該扶養義務は，扶養権利者及び扶養義務者の共通本国法によって定める。（第 4 条）

(b) 配偶者間等の扶養義務は，当事者の一方が異議を述べたときには，婚姻により密接な関係がある地の法によって定める（第 5 条）。

(c) 扶養義務者は，扶養義務者の常居所地法及び当事者の共通本国法のいずれによっても扶養義務（子に対する親の扶養義務及び配偶者間等の扶養義務を除く。）がないことを理由として異議を述べることができる（第 6 条）。

d 準拠法の指定

(a) 扶養権利者と扶養義務者は、特定の国における個別の手續に関して、法廷地法を扶養義務の準拠法として指定することができる（第7条）。

(b) 扶養権利者と扶養義務者は、当事者のいずれかの本国法、当事者のいずれかの常居所地法、財産制の準拠法として当事者が指定し又は実際に適用された法、離婚又は法律上の別居の準拠法として当事者が指定し又は実際に適用された法のいずれかを扶養義務の準拠法として指定することができる（第8条）。

e 公的機関

公的機関が扶養権利者に対して行った給付について扶養義務者からその費用の償還を受ける権利はその機関が従う法による（第10条）。

f 公序

この議定書により定まる法律の適用は、その結果が法廷地の公の秩序に明らかに反する場合に限り、拒否することができる（第13条）。

g 扶養の額の決定

準拠法に別段の定めがある場合においても、扶養の額を決定するに当たっては、扶養権利者の需要及び扶養義務者の資力のほか、扶養権利者が定期的な扶養の支払に代えて受領した補償についても考慮しなければならない（第14条）。

(3) 本条約及び本議定書の内容について、我が国は、国際扶養条約部会の審議の結果に基づき、特別委員会及び外交会期を通じて、多数の事項について意見を述べ、その多くは受け入れられたが、我が国の意見が採用されなかった事項もある。その主なものは、次のとおりである。

a 本条約について

(a) 法律扶助に関し、申立人が受託国において法律扶助を受けることができるかどうか、どのような内容の法律扶助を受けることができるかについては締約国の国内法にゆだねられるべきであると主張してきた。しかしながら、本条約においては、法律扶助を提供するに当たって、資産審査をすることができない場合（第15条）や、資産審査の方法が制限される場合（第16条）が規定されるなどし、我が国の現

行の法律扶助法制とは相当に異なる内容の規律がされることとなった。

(b) 承認・執行の要件について、我が国の法制においては、裁判が確定していること（通常の不服申立てをすることができないこと）を必要としているところ（民事訴訟法第118条及び民事執行法第24条第3項）、仮に、この要件を不要とした場合には、執行を求められた国における執行後に決定国において不服申立てが認められ、執行済み部分の国境を越えた取戻しが必要となってしまうことも考えられるため、決定国において決定について不服申立期間内に不服申立てがされないか又は不服申立手続が終了するまでは決定は承認・執行を求められた国において承認・執行を拒否することができるものとすべきと主張してきた。しかしながら、本条約においては、こうした要件は必要とされず、決定は決定国において効力を有し、かつ、決定国で執行可能である限りにおいて承認・執行されるとのみ規定することとされた（第20条第6項）。

b 本議定書について

本議定書により指定された法律の適用が明らかに不公正又は不合理な結果をもたらす場合におけるその不適用に関する規定（第8条第5項）について、当事者の予見可能性や、当事者による準拠法の指定の有用性を損なうとの観点から、削除を主張した。本議定書においては、準拠法の指定時において当事者が指定の結果について十分に知らされ、かつ、認識していたときは、指定された準拠法が適用されると規定されたため、指定された法律が不適用とされる場合は狭められたが、我が国の主張は受け入れられなかった。

なお、本議定書は、我が国が締結している「子に対する扶養義務の準拠法に関する条約」及び「扶養義務の準拠法に関する条約」を実質的に改正するものであり、これらの条約及びその国内法である扶養義務の準拠法に関する法律と規律を異にする点が少なくない。

(4) 我が国が本条約又は本議定書を締結するか否かに関する検討は、諸外国の動向を見ながら、適切な時期に開始されることとなると思われるが、そ

の際には，上記のとおり，本条約について我が国の意見が採用されなかった事項があることや，本議定書について「子に対する扶養義務の準拠法に関する条約」等と異なる規律が採用された点があることなどから，本条約又は本議定書と，我が国の法制との間には，相当異なる部分が生じていることに留意する必要があると考えられる。